

会報

宮崎県建設業協会機関誌
Monthly Association Construction Industry NEWS



(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

2011.2



平成 21 年度「土木の日」(延岡地区)

開催地: 北方小学校

参加機関・団体: 延岡土木事務所 延岡地区建設業協会ほか

No.436

目 次

◇平成23年2月行事予定	1
◇平成23年3月行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（1月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第10回常務理事会を開催	3
2. 県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について	5
4. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について	5
5. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内	6
6. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～	7
◇雇用改善コーナー	
1. 建設教育訓練助成金のご案内	8
2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	8
◇協同組合	
1. 事業のご案内	9
◇技 士 会	
1. 1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表	12
2. 平成23年度土木施工管理技術検定試験	
1級（学科）2級の「受験準備講習会」のご案内	13
3. 平成23年度1・2級土木施工管理技術	
検定試験の願書受付について（お知らせ）	13
◇建 退 共	
1. 建退共手続きについて（よくある質問等）	14
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	15
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（12月分）	15
◇建 災 防	
1. 平成23年度各種技能講習等実施予定の「特徴等」について	16
2. 職場における健康診断推進運動の実施について！	17
3. 建設業年末一斉監督指導結果について！（宮崎労働局発表）	17
◇火薬協会	
1. 平成22年中の火薬類事故について	18
2. 火薬類取扱保安責任者等の知事試験の実施について	18
3. 火薬類取扱保安責任者及び従事者講習会の開催について	18
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（12月分）	19
◇試験・研修等のご案内	
1. 「省エネルギー木造住宅の建て方」講習	20
◇図書のご案内	
1. 建築基準法令集	21

平成23年 2 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火	全国技士会 C P D S 評議会（東京）		
2	水			
3	木	振興基金基金業務に関する意見交換会九州ブロック会議（福岡）	建災防九州ブロック事務局長会議（長崎）	
4	金		基金企業年金連合会監事研修（東京） 高所作業車運転技能講習（6日まで清武）	
5	土			
6	㊤			
7	月	宮崎県建設会館消防訓練		
8	火			
9	水	九州建設業協会コンサルタント会議並びに雇用能力開発機構センターとの合同会議（宮崎） 監理技術者講習（宮崎）		火薬九州ブロック協議会（沖縄）
10	木	宮崎県建設業協会事務局長会議		
11	金	建国記念日	建国記念日	建国記念日
12	土			
13	㊤			
14	月			
15	火	九州建設業協会会長会議並びに九州地方整備局との意見交換会（福岡） 2級土木施工管理技士合格発表		
16	水	九州建設業協会第2回建築委員会（福岡） 経審・工事成績対策講習会（延岡）	基金納入告知書発送	
17	木	九州建設業協会第2回土木委員会（福岡） 経審・工事成績対策講習会（宮崎） 県議会2月定例会開会（3/14日閉会）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（18日まで清武）	
18	金	宮崎県建設業協会常務理事会並びに県土整備部との意見交換会 宮崎県建設業協会青年部連合会沖縄県青年部との意見交換会（宮崎）		
19	土			
20	㊤			
21	月			
22	火	全国建設業協会正・副会長会議並びに理事会（東京）		
23	水	宮崎県建設業協会第2回土木農林・労務資材対策委員会		
24	木		基金代議員会	
25	金		建災防全国事務局長会議（東京） 基金企業年金連合会九地協宮崎部会役職員研修会（宮崎）	
26	土		車両系建設機械（解体用）運転技能講習（清武）	
27	㊤			
28	月			

平成23年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火			
2	水	宮崎県建設業協会第2回建築委員会		
3	木			
4	金	全国技士会通常理事会（東京）		
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	日	平成22年度（下期）1～4級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
14	月	宮崎県議会2月定例会閉会	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（19日まで清武）	
15	火	全国建設業協会 正・副会長会議、理事会（東京）	建退共本部運営委員会（東京）	
16	水		基金納入告知書発送	
17	木			
18	金		防災団体連絡協議会（宮崎）	
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水		建退共本部支部事務局長会議（東京）	
24	木	全建専務・事務局長会議（東京） 建設業振興基金全国協議会（東京）		
25	金			
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（1月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	【追加受付】平成22・23年度（23年4月認定分）の建設工事等の入札参加資格審査申請について	宮 崎 県	HTML

県協会 会 員 の 動 き（1月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
串 間	(有) シ フ ト 技 建	代 表 者	木 村 保 弘	田 中 澄 男

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
串 間	(有) 児 玉 建 設	児 玉 昭 彦

宮崎県建設業協会

1. 第10回常務理事会を開催

平成23年1月17日（月）午後12時45分、県建設会館2階「委員会室」において開会された。

永野会長が、新年にあたっての会長挨拶を行い、県協会に次期県知事河野俊嗣氏の当選挨拶に見えて、今後対話と協働で頑張りたいと抱負を述べられたことや国の公共事業費の平成23年度当初予算も5.1%減となり今後も厳しい建設業界の運営が強いられるなどと挨拶され、引き続き永野会長が議長となって議事進行を行なった。



議題については次のとおり

議題1 「地域建設産業の方向性についての研究会について」は、資料1により岡田専務が第1回研究会に提出した資料により説明した。

- ・研究指針（案）及び研究会設置要領（案）の審議
- ・研究会委員の紹介並びに委員長選出及び委員長挨拶

建設産業が抱えている現状について

- ① 公共事業の推移と現状
- ② 建設業の推移と現状
- ③ 入札・契約制度の推移と現状
- ④ 公共工事設計労務費単価の推移と現状
- ⑤ 平成22年度全建資料の取りまとめ（概要）
- ⑥ 建設産業育成総合対策事業の現状
- ⑦ 建設産業の社会貢献活動と役割

また、社会貢献等について、業界の雇用の受け皿並びに業界の収入状況等の現状も研究会でとりあげていただきたい旨提案があり、このことも含めて今後進めていくこととなった。

議題2 「公益法人改革の方向性について」は、事務局長が全国建設業協会資料に基づき全建の方針として、公益社団法人でなく一般社団法人の方向で計画しているスケジュールについて説明を行った。



引き続き外部監事である神中税理士（公益法人改革責任者）が、テキスト「一般社団法人財団法人への移行認可のポイント」により、わかりやすく明快に説明した。

任意団体からの法人化は、法務局登記で簡単だが、特例民法法人（社団法人）から一般社団法人への移行手続きは非常に困難。今後のスケジュールを踏まえ、今年の総会において、一般社団法人への移行案の承認を得、場合によっては、その総会において、停止条件付きの定款変更案の承認を得るのもよいのではないかと報告を行った。

概要説明後、当協会においても、公益社団法人として進めていくことは厳しいとして一般社団法人として今後進めるということでした承を得た。

最後に、次回常務理事会を2月18日（金）に決定し、午後2時30分、すべての議題を終え、県土整備部との意見交換会へと移った。

2. 県土整備部との意見交換会を開催

県土整備部との意見交換会は、午後3時から5階「会議室」で行なわれ、管理課 成合課長と技術企画課 図師課長以下10名の出席のもと、意見交換がなされた。

主な内容として

1 平成24・25年度入札参加資格審査の格付けについて

平成22・23年度の格付けは、既に実施中であるが、契約件数・契約額の減少や、入札参加資格者の減少傾向が顕著となり建設業界を取り巻く環境が激変する中、入札制度の見直し等に伴う新たな格付けについて検討するとのことである。

- 土木一式工事における検討内容
 - ・ ランク数、各ランクにおける規定数、各ランクの発注標準、地域要件
- その他の工事
 - ・ 舗装工事、鳶・土工工事

2 受注状況（K値）の評価期間移行に伴う影響のイメージについて

総合評価落札方式の評価項目であるK値について、来年度4月から改正される評価期間移行に伴う影響について、説明が行われた。

- 総合評価：特別簡易型、簡易型、標準型
- 対象シート：土木一式工事（一般型除く）、港湾・ほ装・法面工事シート

- 等級対象：特A、A ※4千万円以下は地域企業育成型が適用されるため

●評価項目・基準

土木一式工事における当該年度の受注状況	$K \leq 1$	0
〃	$1 < K \leq 2$	-10
〃	$2 < K$	-20

●算定式（23年度）

$$\text{受注係数 } K = \frac{\text{過去1年間の受注状況} \times 1}{\text{過去5ヵ年度の受注状況（①または②の大きい値）} \times 2}$$

※1 過去1年間の受注状況

- ・ 過去1年間に契約した予定価格250万円以上の当初契約額の合計額
- ・ 公告日の7日前から1年間が対象

※2 過去5ヵ年度の受注状況

- ①：企業の受注額の5ヵ年度平均受注額：1 円単位
- ②：同じ等級の企業の5ヵ年度平均受注額：1千万円単位



3. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について

下請債権保全支援事業の拡充・延長

平成22年度補正予算



保証の対象となる元請建設企業に係る要件の緩和、下請契約締結時から保証を受けることができる新たな保証方式(保証枠方式)の導入など内容を拡充。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●元請建設企業に係る要件の緩和

(改正前)保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績があること。

(改正後)上記公共工事の受注実績があること、又は、
保証を開始する日において有効な経営事項審査(※)を受けていること。

(※)保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること。

●保証枠方式の導入

(改正前)下請建設企業等が手形等を受け取ったときから、当該手形等に係る債権について、保証を受けることが可能

(改正後)上記既存の保証方式に加え、下請契約を締結した時から、当該下請契約に基づく工事請負金額の範囲内の債権について、保証を受けることが可能(※)

(※)既存の保証方式により保証を受けられない場合(債権額を確認できない場合)に保証枠方式の対象となる。

●元請・下請に係る保証限度額の引上げ

保証ファクタリング事業者ごとの元請・下請1社当たりの保証限度額は、

(改正前)元請建設企業 5億円 ・ 下請建設企業等 3億円又は6億円

(改正後)元請建設企業 6億円 ・ 下請建設企業等 6億円

事業期間の延長

●保証を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

4. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について

地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長

平成22年度補正予算



融資の対象工事に公益的民間工事を追加。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●融資の対象となる工事の追加

(改正前)公共工事(※)

(※)経営事項審査の対象となる工事、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事 等

(改正後)公共工事に加え、病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事(※1)を対象とする(※2)。

(※1)公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事 等
(上記の公共工事に該当するものを除く)

(※2)発注者は、工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡の承諾を行うものとする(前払制度を導入している場合)。

●制度の一層円滑な運用を図るため、債権譲渡契約証書様式の一部を改める。

事業期間の延長

●融資を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

5. 平成22年度ワンストップサービスセンター事業のご案内

中小・中堅
建設業者の皆様へ

専門家による 情報提供・経営相談です

無料派遣

ワンストップサービスセンターのご案内



建設企業の方なら
どなたでもご利用
いただけます。

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、ご希望に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

建設企業の皆様に、以下のようなメニューをご用意しております。

● 支援メニュー

1. 情報提供

経営に関するさまざまな情報を満載！

新分野に進出したい、支援制度を知りたい、経営のヒントを知りたい、など経営の役に立つさまざまな情報をホームページでまとめて紹介しています。

ヨイケンセツドットコム

<http://www.yoi-kensetsu.com/>

ヨイケンセツドットコム

検索

2. 無料経営相談

専門家による無料の経営相談サービス

- 中小企業診断士、税理士等の経験豊富なアドバイザーが、貴社を訪問しご相談を伺います。経営方針、資金調達などの課題から、新分野（成長分野）進出など、将来を見すえた問題まで、幅広く丁寧にアドバイスいたします。

- **2回まで無料**でご利用いただけます。

（新分野（成長分野）進出に関する相談は、**4回まで無料**）

※ご相談内容の秘密は厳守いたします。

● ご相談はこちらへ 無料経営相談の申込は裏面をご利用下さい。

■ (財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL 03-5473-4572 / FAX 03-5473-4594

■ 各都道府県等の相談窓口(全国90カ所)については
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
を御覧下さい。

6. 宮崎県中小企業融資制度のご案内 ～中小企業の資金繰りを応援します～

宮崎県中小企業融資制度のご案内

～ 中小企業の資金繰りを応援します ～

○通常の運転資金・設備資金を必要とする方は

経営安定貸付

融資対象者

通常の運転資金・設備資金を必要とする中小企業者及び組合

融資限度額 5,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 設備資金10年(うち据置1年半)以内
運転資金7年(うち据置1年)以内

融資利率 年2.1%～年3.0%

保証料率 年0.45%～年1.65%

小規模企業経営安定貸付

融資対象者

1,250万円以内で運転資金、設備資金を必要とする小規模企業者

融資限度額 1,250万円(設備・運転資金の合計)

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 年1.9%～年2.6%

保証料率 年0.40%～年1.85%

○比較的少額な資金を迅速に受けたい方等

建設産業等支援貸付

融資対象者

- ① 比較的少額な資金を迅速に融資を受けたい中小企業者又は組合
- ② 「建設産業等地域力連携強化事業」による助言を受けた中小企業者等又は「建設産業支援対策事業」又は「建設産業育成総合対策事業」による補助金の交付を受けた建設業者

融資限度額 ①の場合: 500万円
②の場合: 1,500万円

融資期間 7年(うち据置1年)以内

融資利率 金融機関の所定金利(年5%以下)

保証料率 年0.40%～年0.65%

○売上や利益の減少に対応したい方は

セーフティネット貸付

融資対象者

- ① 最近3ヶ月間の「平均売上高」または「平均販売数量」が、前年同期比又は2年前同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ② 最近3ヶ月間の「平均売上総利益率」または「平均営業利益率」が、前年同期比3%以上減少している中小企業者又は組合
- ③ 国が指定する大型倒産企業に50万円以上の売掛債権等をもっている中小企業者又は組合

※融資対象者であることについて市町村で認定を受ける必要があります。認定申請に必要な書類は、認定要件(売上高、利益率等)が確認できる税務申告書、決算書、試算表等です。

融資限度額

設備資金 5,000万円(組合は8,000万円)

運転資金 3,000万円(組合は8,000万円)

融資期間 10年以内(うち据置2年以内)

融資利率 年1.8%～年2.3%

保証料率 年0.45%

借入に必要な書類

- ・ 借入申込書(保証協会又取扱金融機関の様式)
- ・ セーフティネット認定書
- ・ 市町村民税が完納されていることの証明書
- ・ 決算書、試算表、商業登記簿謄本等

お問い合わせは

宮崎県 商工政策課 金融対策室

☎0985-26-7097

雇用改善コーナー

1. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
①	認定訓練	第1種 (訓練経費)	中小建設事業主等が都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用・能力開発機構からキャリア形成促進助成金を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
②	技能実習	第2種 (実習・受講経費)	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、又は、登録教習機関で行う技能講習等を受講させた場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成
③	通信教育訓練	第2種 (受講経費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に通信制による教育訓練を受講させた場合、経費の一部を助成
④	就業機会確保事業教育訓練	第2種 (訓練経費)	建設業務労働者就業機会確保事業の認定を受けた建設業の事業主団体が、送出事業に係る建設労働者のために就業機会確保事業教育訓練を行った場合、経費の一部を助成
		第4種 (賃金)	建設業務労働者就業機会確保事業の許可を受けた建設事業主が雇用する建設労働者に勤務扱いで就業機会確保事業教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成
⑤	受講援助	第3種 (旅費)	中小建設事業主が雇用する建設労働者に三田建設技能研修センター(兵庫県三田市)又は富士教育訓練センター(静岡県富士宮市)が実施する職業訓練を受講させた場合、旅費の一部を助成
	職業訓練推進	第3種 (運営費)	要件を具備する職業訓練法人が広域的に建設工事における作業に係る職業訓練を計画的に実施した場合、運営費の一部を助成
	施設等設置整備	第3種 (設置整備費)	要件を具備する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行った場合、経費の一部を助成 注：用途変更禁止期間が設定されます。

2. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金の種類・概要・助成率及び限度額

No.	種 類	概 要	助成率及び限度額
⑥	建設事業主雇用改善推進助成金	(事業費) 中小建設事業主が建設労働者の雇用改善のための計画を作成し、機構の認定を受け、当該計画に従って事業を実施した場合、その事業費の一部を助成 注：中小建設事業主以外の建設事業主が関係請負人の雇用改善を図るために事業を実施した場合に、対象となる助成金もございます。	支給対象費用の1/2、一事業年度当たり200万円を限度(事業ごとに別に定める限度額があります。)

— お問い合わせ —

独立行政法人 雇用・能力開発機構宮崎センター

TEL 0985-51-1511

安 心 と 誇 り が 仕 事 の 活 力

協 同 組 合

1. 事業のご案内

事業のご案内

割安な**集団自動車保険**の取り扱いを始めました。

企業・従業員の方での加入でも団体割引適用、他社からの等級継続も可能です。
現行契約との比較、検討をおこない、経費削減にお役立て下さい。

お問合せ窓口・・・A I U保険会社〔安心プラザ〕 0120-19-1135
西日本自動車共済協同組合 0985-51-1333

金 融 事 業

建設工事資金融資制度

公共工事を受注・施工中の請負者が発注者から将来受け取る工事請負代金
債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受
けられる制度で、資金調達の円滑化を図れます。

公共工事発注者が承認している、唯一の公的な制度です。

共同購買事業

システム紹介・販売

- 土木積算システム「全建協連積算システム」（全国建設業協同組合連合会）
- 土木積算システム「メビウス」（吉備システム）
- CALS対応 施工管理システム「デクスパート」（建設システム）
- CALS対応 土木システム「武蔵」（福井コンピュータ）

福利厚生事業

普通の保険より、保障内容が充実し、割安な共済制度

- ・建設傷害保障制度
- ・土木・建設工事補償制度
- ・第三者賠償補償制度
- ・その他生命共済・医療保障共済制度等
- ・自動車保険制度《A I U保険会社〔安心プラザ〕・西日本自動車共済協同組合》

教育・情報事業

- IT・CALS・経営セミナー等の開催
- 建設業関連の情報提供等

その他の事業

- 県規格用紙等の販売
- 県工事等の堤銘板（治水・砂防・急傾斜等）の販売

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階
TEL 0985-23-3691 FAX 0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

2010年3月

AIUの団体向け・集団向け自動車保険 家族総合自動車保険 (type F) / 総合自動車保険 (type P/type B)



自動車保険の満期はいつですか？

満期案内が届いたら、ぜひご連絡ください。

無料見積作成サービス

自動車保険のかしこいかけ方を
コンサルティングいたします。



AIUの団体向け・集団向け自動車保険の主な保険料割引制度

3%
OFF

新規団体扱・集団扱割引

弊社で新規に団体向け（団体扱）または集団向け（集団扱）自動車保険をご契約いただく場合

5%
OFF

団体扱・集団扱一括払割引

団体向け（団体扱）または集団向け（集団扱）自動車保険を一括払で契約いただく場合（フリート新多数制は適用せず、一括払割引は適用できません）

新車
9%OFF
車庫
5%OFF

新車割引

ご契約のお車が新車（普通乗用車・軽乗用車・小型乗用車）であればあり、初年度登録月の翌月から25か月以内を保護期間月としてご契約いただく場合

ご契約のお車が自家用8車種の場合 AIUロードサービス付

（注）車種の有効期間外のお車、違法改造車などは、一部対象とならないお車があります。

24時間365日受付・対応 無料



故障・事故時の
レッカーサービス



故障時のトラブル
対応サービス



キー返し込み時
の保証

など

事故・故障により自力走行不能となった場合、24時間365日、レッカー要請を
手配・到着まで派遣します。

※AIUロードサービスは株式会社プレスステージインターナショナルにより
提供します。また、これらのサービスは2010年2月1日時点のもので、
今後予告なく変更となる場合があります。

自家用8車種とは、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用普通乗用車（最大乗員数5人以下）、自家用普通乗用車（最大乗員数5人以下）、自家用普通乗用車（最大乗員数5人以下）、自家用普通乗用車（最大乗員数5人以下）をいいます。

団体扱・集団扱の対象となるご契約

団体扱・集団扱の対象となる方は、ご契約者（記名被保険者）が所属する組織に記名される保険の被保険者としてご契約いただく必要があります。

	ご契約者	記名被保険者（保険証券に記載される保険の被保険者）	準記名被保険者
団体扱	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方 （団体が定める退職者を含む）	・ご契約者 ・ご契約者の関係の親族 ・ご契約者の関係の扶養親族	・ご契約者 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の 親族の親族 ・ご契約者またはその配偶者の 親族の扶養親族
集団扱	・団体の統括組織 ・団体の統括組織の役員、 従業員の方 ・団体の構成員 ・団体の構成員の役員、 従業員の方	—	—

AIU保険会社は、自動車保険のバイオニア。日本で最初に自動車事故示談交渉サービスを開始した会社です。AIU保険会社

共済契約に関する割引制度

ご契約のお取扱いには、ノンフリート契約およびフリート契約があります。

ノンフリート契約およびフリート契約の別に、共済契約に適用される割引・割増が異なります。

お取扱い	対象となるお客様	契約方式 (フリート契約のみ)	適用される割引・割増 ※1	
			基 本	ご契約台数による割引
ノンフリート契約	ご契約台数が 8台以下のお客様		●ノンフリート等級別割引・割増 (1等級～20等級) ※2 ●複数所有新規割引 (対象：自家用8車種のご契約)	＜3台～4台をご契約の場合＞ 3台契約割引(5%) ※3
				＜5台～9台をご契約の場合＞ ノンフリート多数割引(5%)
フリート契約	ご契約台数が 10台以上のお客様	包括方式 (A方式)	●フリート割引・割増 ※4	＜10台以上をご契約の場合＞ フリート多数割引(10%)
		個別方式 (B方式)	●ノンフリート等級別割引・割増 ●フリート新規契約等級 ※5 ※2	＜10台以上をご契約の場合＞ フリート多数割引(10%)

※1：割引・割増は、臨時費用特約、弁護士費用特約および意外バイク特約の共済協会には適用されません。

※2：共済金の支払対象事故が起きた場合は、継続されるご契約の等級が事故1件につき3つ下がります。

※3：「3台契約割引」は、ノンフリート多数割引が適用されない！企業体のご契約が対象となります。個人事業主の場合は、事業主とその関連のご家族のご契約が対象となります。

※4：「フリート割引・割増」は、所定の計算方法により算出した損害率により決定され、前契約のない新契約を含むすべてのご契約に対しても適用されます。

なお、臨時費用特約および弁護士費用特約の共済協会と支払共済金は、前記損害率の算定には算入しません。

※5：「フリート新規契約等級」は、前契約のない新契約に適用されます。所定の共済成績計算期間末におけるすべてのご契約に適用されている等級の合計から所定の方法で計算した後の等級をいいます。

ノンフリート等級別割引・割増

等級				4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割引・割増率(%)	60	30	20	0	10	10	20	30	40	40	45	50	50	55	55	58	58	60	60	60
	割 増			割 引																

新規にご加入の場合

	等 級	割引・割増率(%)	
年齢条件対象外のお車	5 D	0	割 増
35歳以上補償	6 G	0	
30歳以上補償	6 E	0	
25歳以上補償	6 C	0	
21歳以上補償	6 B	10	
年齢問わず補償	6 A	30	

複数所有新規割引適用の場合

自家用8車種

	等 級	割引・割増率(%)	
年齢条件対象外のお車	7 H	30	割 引
35歳以上補償	7 F	30	
30歳以上補償	7 D	30	
25歳以上補償	7 C	30	
21歳以上補償	7 B	10	
年齢問わず補償	7 A	10	

無事故実績も引き継ぎます！

他の保険会社（JA共済・全労済等を含みます）での無事故割引が無効になりません。



団体団体・従業員団体

ご契約のお取扱いには、「集団団体」および「従業員団体」の方法があります。

いずれの団体も、お取扱いに際しては所定の条件があります。詳しくは共済代理店におたずねください。

団体の別	団体の対象	共済協会 企業契約の 有無	共済契約の お取扱い	団体割引 ※1	
				ご契約台数による割引 (団体割引1)	共済成績による割引 (団体割引2)
団 体	集団団体	あり	集団団体契約	10～19台：5% 20台以上：10%	ご契約台数1,000台以上の 団体が対象となります。 ※2
		なし	一般の契約の お取扱いに準じます。		
	従業員団体	あり	団体契約		
		なし	一般の契約の お取扱いに準じます。		

※1：団体割引1はノンフリート多数割引、フリート多数割引および3台契約割引と重なって適用できません。団体割引2はフリート契約(包括方式)には適用できません。

※2：「共済成績による割引(団体割引2)」とは、所定の共済成績計算期間における当該団体の損害率(お支払共済協会の額とお支払共済金の額との比率)により決定されます。詳しくは、共済代理店までおたずねください。

技 士 会

1. 1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

去る、平成22年10月3日（日）に1級土木施工管理技術検定「実地試験」が行われました。その、実施結果について平成23年1月18日に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者の受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

平成22年度 1級土木施工管理技術検定・実地試験結果表

（平成22年10月3日実施 全国13地区27会場） 平成23年1月18日発表

検 定 地	学科試験（平成22年7月4日実施）			実 地 試 験		
	出席者数	合格者数	合格率（％）	出席者数	合格者数	合格率（％）
札 幌	1,889	958	50.7	1,420	316	22.3
釧 路	498	251	50.4	364	77	21.2
青 森	750	399	53.2	585	89	15.2
仙 台	2,794	1,498	53.6	2,325	404	17.4
東 京	10,266	5,519	53.8	8,123	1,838	22.6
新 潟	1,655	939	56.7	1,344	223	16.6
名 古 屋	4,599	2,521	54.8	3,643	569	15.6
大 阪	5,942	3,006	50.6	4,411	715	16.2
岡 山	1,283	659	51.4	962	221	23.0
広 島	1,576	890	56.5	1,346	255	18.9
高 松	1,505	880	58.5	1,247	186	14.9
福 岡	6,070	3,181	52.4	4,570	766	16.8
那 覇	906	365	40.3	524	61	11.6
計	39,733	21,066	53.0	30,864	5,720	18.5

上表のとおり、出席者数は30,864人（同34,205人）で、今年度は前年度に比べ、出席者が減っています。

合格者数は合計5,720人（同6,544人）で、合格率18.5%と前年度の19.1%を下回っており厳しさがうかがわれます。

福岡会場は、出席者数4,570人（同5,191人）で前年度を下回っています。

合格者数は766人（同1,004人）で、合格率16.8%と前年度の13.2%を上回っております。

合格率が、今年度は昨年度に比べ全国的に僅かながら下回っております。昨年度（21年）より20%を切っております。今後は更に厳しいことが予想されますので早めの対策が必要となります。

学科合格後、1割程度の方々が試験当日欠席されております。事情は分かりますが、もったいないので全員の出席をお願いします。

合格者は「監理技術者資格者証」を申請し「監理技術者講習」を受講（技士会が年4回開催している）し、監理技術者になりましょう。

2. 平成23年度土木施工管理技術検定試験 1 級（学科） 2 級の「受験準備講習会」のご案内

【CPDS 認定講習会】

1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を、県建設業協会の後援により毎年開催し、多くの合格者を輩出いたしております。

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切なことでもあります。

講習会では、実戦的なテスト形式を採用し社内教育に実績のある会員企業から優秀な講師を迎えて実施しているもので、受講者の方々にも大好評をいただいております。

技士会会員はもとより会員以外の技術者の方も、ふるって参加ください。

土木施工管理技士の国家資格取得を目指す技術者、皆様方と一緒に学習を行います。

なお、日程等につきましては下記のとおりですので、準備方お願いいたします。

日 程	1 級学科講習
	平成23年 4 月20 日（水）～平成23年 4 月22 日（金） 平成23年 5 月18 日（水）～平成23年 5 月20 日（金） 6 日間
	2 級学科講習
	平成23年 7 月20 日（水）～平成23年 7 月22 日（金） 平成23年 7 月27 日（水）～平成23年 7 月29 日（金） 6 日間
場 所	「宮崎県建設会館」宮崎市橘通東 2 丁目 9 番19号
問合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 各地区建設業協会へおたずねください 詳しいことは 「宮崎県土木施工管理技士会のホームページ」 へ

3. 平成23年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の 願書受付について（お知らせ）

平成23年度の 1・2 級の土木施工管理検定試験の受付が始まります。

受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は土木工事に従事する施工管理技術者の技術力の向上と技術水準の確保を図る目的として建設業法第27条の定めにより設けられた技術検定制度であります。

この資格を取得されますと、土木工事現場における工程管理、品質管理、安全管理など工事の施工に必要な技術上の管理を適切に行うことができます。

この資格がないと、建設土木工事を行うことは出来ません。

受付期間	1 級	平成23年 4 月 1 日（金）～平成23年 4 月15 日（金）
	2 級	平成23年 4 月14 日（木）～平成23年 4 月28 日（木）

成績のために工事をするのではない 納得のいく工事をすれば結果が後からついてくる

建 退 共

1. 建退共手続きについて（よくある質問等）

3. 『証明書の手続きについて』

- ・ 証明には2種類あります……証明書には【経営事項審査申請用】と【入札指名資格申請用】があります。
- ・ 必要書類を提出して下さい……証明発行時は証明書の他に手帳受払簿・証紙受払簿・掛金収納書・受領書・手数料等が必要です。必要書類が揃っていない場合は、証明書の発行ができないこともあります。

4. 『退職金請求の手続きについて』

- ・ 請求可能な日数について……通常は請求は2冊目が貼り終わった時点から請求できます。（2冊目終了＝500日以上貼付）しかし、死亡した場合は1冊目が貼り終わっていれば遺族の方に退職金をお支払いいたします。
- ・ 退職金の請求について……基本的には退職金の請求は建設業の業界を退職した場合に行います。次の会社へいく場合は手帳を持参して、続けて掛けてもらって下さい。
- ・ 請求書用紙について……現在、使用できる請求書は様式第7号の請求書のみです。この用紙はOCR化に伴い、19年4月より変更されました。退職金支給の手続き期間が約1ヶ月に短縮されました。
- ・ 請求書の記入について……請求書のOCR化に伴い、自動読取処理を行いますので、枠内にはっきりと黒のボールペンで記入して下さい。訂正する場合は、修正液は使わず、二重線で抹消し、訂正印を押印の上、枠外に正しい字を記入して下さい。
- ・ 退職金の振込先について……退職金は被共済者の口座にのみ振込みとなります。（死亡の場合は遺族の方に支給）会社や配偶者の口座に振り込むことはできません。なお、本人に対しては、退職金を支払う際に発行する退職全振込通知書で、雇用されていた事業主に受領した旨を連絡するよう、お願いしています。
- ・ 退職金額の試算について……退職時や現時点での退職金の試算をする場合は建退共のホームページ内で計算する事ができます。インターネットの検索のところに『建退共へようこそ』と入力していただくと、建退共のホームページが表示されます。
- ・ 労働者が破産した場合……中小企業退職金共済法には破産に関する規定はなく、被共済者が退職金の支給を受ける権利は差し押さえることができないことになっています。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 済 契 約 者 数	被 共 済 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況	掛金収納状況 (11月分)
11月末計		社 3,211	名 47,645	前年度累計		冊 374,141	件 41,565 千円 24,168,249	千円 110,419,983
加 入		3	100	当 月 分		668	72 43,668	58,758
脱 退		2	64	本 年 度 分		6,964	1,050 817,463	429,608
12月末計		3,212	47,681	累 計		381,105	42,615 24,985,712	110,849,591

注：掛金収納額は22.11月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（12月分）

1. 適 用

（平成22年12月末現在）

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
348社	3,769	588	4,357

2. 給 付

裁定状況

（平成22年12月末現在）

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第 1 種 退 職 年 金	6	3,851,500	81	40,487,700
第 2 種 退 職 年 金	11	3,017,600	168	39,700,900
選 択 一 時 金	8	5,260,000	60	39,704,900
脱 退 一 時 金	14	1,569,000	188	32,417,600
遺 族 一 時 金	0	0	3	2,472,800

3. 年金経理（保有資産・時価）

（平成22年12月末現在）

信 託 資 産	13,495,256,653 円
合 計	13,495,256,653 円

建 災 防

1. 平成23年度各種技能講習等実施予定の「特徴等」について

平成23年度の各種技能講習等の実施予定表を作成いたしました。

各会員事業場の皆様方には別途郵送させていただきますので、計画的な受講につきまして御配慮頂くよう御案内致します。

平成23年度に新規開催する講習会として、「建設業等における熱中症予防指導員研修」及び「丸のこ等取扱い作業従事者教育」を計画致しました。

また、「高所作業車運転技能講習」及び「不整地運搬車運転技能講習」につきましては、各会員事業場の皆様方等のご要望もあり、延岡市においても実施することとし、「高所作業車運転技能講習」は6月と9月に「不整地運搬車運転技能講習」は7月に計画しています。

なお、国税当局から建災防本部に対して、建災防本部及び各県支部が実施する「各種の技能講習等」についても「消費税の課税対象」になっている旨の見解が示されて是正指示があり、本部から各県支部に対して消費税の納税に関する指示を受けたところです。

つきましては、九州各県支部におきましても平成23年度から「消費税込みの受講料金」を徴収させて頂いて納税することになりましたので御理解と御協力をお願い致します。

平成23年度各種技能講習等実施予定表

講 習 名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作 業 主 任 者	足場の組立て等作業主任者技能講習	26～27 清武	30～31 都城	7～8 延岡									
	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	5～6 延岡		14～15 清武									
	地山の掘削及び土止め支保工作 業主任者技能講習		17～19 都城	1～3 清武		3～5 延岡							
	木造建築物の組立て等作業主任者技能講習				12～13 清武								
	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習				26～27 清武								
	コンクリート造の工作物の解体 等作業主任者技能講習					9～10 清武							
	職長・安全衛生責任者教育	19～20 清武							17～18 清武	1～2 延岡			
一 般 教 育 等	足場の組立て等作業主任者能力 向上教育		10 清武	28 延岡		12 清武	28 延岡	4 清武					
	現場管理者統括管理講習（統括 安全衛生責任者）				20 清武								
	「土止め先行工法」講習					2 清武							
	低圧電気取扱い業務特別教育			29 延岡		25 清武	27 延岡		29 清武				
	ダイオキシン類作業従事者安全 衛生特別教育				22 清武								
	建設業等における熱中症予防指 導員研修			20 延岡	7 清武								
	振動工具取扱い作業従事者安全 衛生教育（チェーンソー除く）			23 清武	5 延岡		14 清武		15 延岡				
車 両 系	丸のこ等取扱い作業従事者教育	12 清武				23 延岡	6 清武						
	酸素欠乏・硫化水素危険作業特 別教育	22 清武		21 延岡									
	小型車両系建設機械（整地・掘 削）運転特別教育	1～2 清武			1～2 清武			7～8 清武			6～7 清武		
	ローラーの運転の業務に係る特 別教育								11～12 清武				
	車両系建設機械（整地・掘削） 運転技能講習	14～15 清武	12～13 清武	16～17 清武	14～15 清武		1～2 清武	13～14 清武	24～25 清武		12～13 清武	16～17 清武	12～17 清武
	高所作業車運転技能講習	8～10 清武	27～29 延岡	10～12 清武		19～21 清武	16～18 延岡	28～30 清武		9～11 清武		3～5 清武	
	車両系建設機械（解体用）運転 技能講習			24 清武								24 清武	
	不整地運搬車運転技能講習		20～22 清武		29～31 延岡		9～11 清武				20～22 清武		

※各月欄の内容は、【上段：開催日、下段：開催地】です。

※講習会場は、【清武】宮崎県建設技術センター、【延岡】延岡地区建設業協会、【都城】都城地区建設業協会になります。

2. 職場における健康診断推進運動の実施について！

平成23年2月1日から平成23年2月28日までの間、第22回「職場における健康診断推進運動」が開催されますので、法定期間を経過している健康診断未実施の会員事業場におかれては実施して頂くようお願いいたします。

3. 建設業年末一斉監督指導結果について！（宮崎労働局発表）

～ 約4分の1の建設工事現場で法違反 ～

宮崎労働局（局長 永田 有）では、「年末年始建設業労働災害防止強調運動」（平成22年12月1日から平成23年1月31日まで）を展開して、労働災害の中でも死亡災害や重大災害の発生が多い建設業の労働災害防止に重点的に取り組んでいるところです。その一環として平成22年12月6日から17日にかけて、県内4つの労働基準監督署において、

- ・ 安全な足場・作業床の確保等墜落防止措置の徹底
- ・ 建設機械等の無資格運転の禁止、建設機械の転倒・転落や建設機械との接触防止措置の徹底

等を重点に190現場の監督指導を集中的に実施しました。その結果、約4分の1の現場（47現場）において労働安全衛生法違反が認められました。

このため、宮崎労働局及び各労働基準監督署では、引き続き建設業に対する労働災害防止に関する指導を徹底することとしています。

1 監督指導結果

(1) 約4分の1の建設工事現場で法違反

上記の期間中に監督指導を実施した宮崎県内の建設工事190現場のうち、約4分の1に当たる47現場で何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

また、工事種別の違反率は、土木工事が21%、建築工事が35%であり、建築工事現場での違反率が高くなっています。

(2) 足場・作業床に関する墜落防止措置に関する法違反が最多

違反として最も多かったのは、「足場・作業床に関する墜落防止措置に問題があるもの」が37件でした。

これは、高所での作業においては、墜落による危険を防止するために、足場や手すり等を設置する必要がありますが、それらが設置されていなかったものであり、死亡災害や重大災害に結び付くものです。

次に多かったのが、「建設機械等の作業方法等に関する措置に問題があるもの」等、建設機械等に関するものが23件でした。

(3) 16の建設工事現場で行政処分

作業停止、立入禁止等の行政処分を行った現場数は16現場でした。

2 宮崎労働局における今後の取組

- ・ 平成20年と21年の県内の建設業における労働災害による死者数は過去最少の1名であったが、平成22年は12月末現在で3名となっていること。
- ・ 今回の監督指導結果から、死亡・重大災害に直結する墜落防止措置に関する法違反や、建設機械等に関する措置の法違反が依然として多数の現場で認められ、多くの現場で行政処分を行う必要があったこと。
- ・ 県内の建設工事において比重の高い公共土木建設工事が、年度末にかけて施工の最盛期を迎えること。

以上を踏まえて、宮崎労働局及び各労働基準監督署では、引き続き建設業に対する労働災害防止に関する指導を徹底することとしています。

火 薬 協 会

1. 平成22年中の火薬類事故について

昨年の全国における火薬類による事故は、36件発生し、罹災者数は34名でした。これは前年に比べ、罹災者数は概ね横ばいであったものの、発生件数は大幅な増加となりました。特に煙火消費中の事故が増加し、産業火薬・煙火製造中の事故も増加基調となっております。これらの事故の中には、安全確認の徹底など日々の保安活動の強化で防げた事故も少なくありません。

こうした状況の中で、産業火薬消費中の事故は、史上初めての発生件数がゼロとなりました。これは、会員の皆様を初めとし関係者の方々の日頃の自主保安活動の賜であると思われます。今後も引き続き、火薬類保安の向上に取り組まれますようお願い致します。

2. 火薬類取扱保安責任者等の知事試験の実施について

火薬類取扱保安責任者（甲種・乙種）及び火薬類製造保安責任者（丙種）の試験は、火薬類の消費、貯蔵又は煙火の製造に係わる方を対象として実施しています。今年も火薬類関係者の人材の育成、保安向上に役立てて頂くとともに、幅広い分野の方々の受験を期待しております。

今年の試験は、8月下旬にJ R 宮崎駅前の宮崎サザンビューティ美容専門学校で実施を予定しております。

試験についての問い合わせは、宮崎県火薬保安協会に行ってください。（電話 0985-25-4678）

3. 火薬類取扱保安責任者及び従事者講習会の開催について

平成23年の火薬関係の講習会は、5月末から12月初旬までの間、県内の各建設会館において、合計13回開催する予定です。

現在、開催会場や登録講師との日程調整を行なっていますが、詳細な日程が決定次第、会員事業所等にはお知らせを致します。

詳細は、宮崎県火薬保安協会へ問い合わせてください。

火薬類 守っていますか 作業の基本 心の油断が まねく事故

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成22年度	587	▲6.2%	13,457	4.8%	3,492	▲16.3%	114,828	▲8.6%
平成21年度	626	▲4.7%	12,836	▲4.8%	4,173	8.9%	125,585	8.2%
平成20年度	657	▲27.2%	13,489	▲5.7%	3,833	▲12.8%	116,067	▲2.9%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

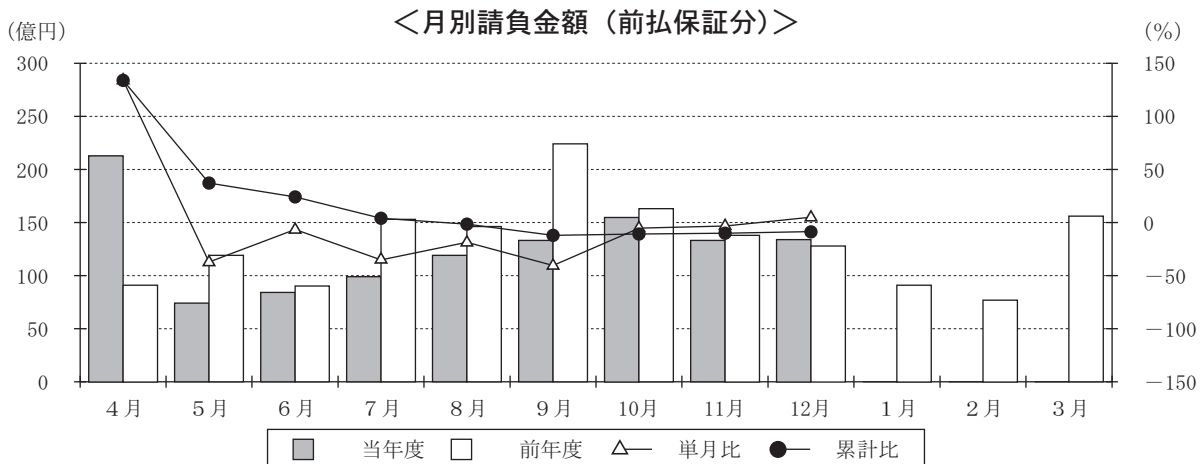
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	27	3,656	140.6%	27.2%	213	26,989	▲24.3%	23.5%
独立行政法人等	4	1,220	289.9%	9.1%	50	11,391	7.9%	9.9%
県	238	4,924	▲9.4%	36.6%	1,344	38,721	9.8%	33.7%
市 町 村	315	3,632	▲32.8%	27.0%	1,849	34,950	▲13.5%	30.5%
そ の 他	3	22	▲86.0%	0.1%	36	2,775	▲25.9%	2.4%
計	587	13,457	4.8%	100.0%	3,492	114,828	▲8.6%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	115	2,927	▲17.4%	21.8%	701	24,366	▲13.4%	21.2%
高 岡	8	172	19.0%	1.3%	96	2,052	▲42.6%	1.8%
西 都	40	582	▲38.4%	4.3%	195	4,663	▲7.4%	4.1%
高 鍋	38	1,079	78.6%	8.0%	207	9,145	▲37.0%	8.0%
日 南	46	1,125	2.2%	8.4%	235	6,134	▲23.0%	5.3%
串 間	23	308	31.3%	2.3%	132	1,779	▲18.0%	1.5%
都 城	98	1,459	27.3%	10.8%	491	9,526	▲20.0%	8.3%
小 林	74	863	15.1%	6.4%	342	12,484	1.7%	10.9%
日 向	54	796	▲61.9%	5.9%	484	15,578	8.1%	13.6%
延 岡	53	3,593	98.8%	26.7%	365	22,741	15.0%	19.8%
西 臼 杵	38	549	16.8%	4.1%	244	6,355	9.1%	5.5%
計	587	13,457	4.8%	100.0%	3,492	114,828	▲8.6%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 「省エネルギー木造住宅の建て方」講習

住宅の省エネ化施策は、平成20年5月の省エネ法の改正内容に基づき、中小規模の住宅に対して省エネ措置の届出の義務化の導入を始め、住宅事業建築主基準の制定の他、新築住宅及びリフォームへのエコポイント制度、住宅金融支援機構フラット35－20年タイプ、リフォーム減税等の支援策も導入されてきています。

ご承知のように、これらの施策の基本となるのは平成11年省エネ基準に適合した住宅であることはいまでもありません。

本講習では、実際に現場管理を担当されている方や省エネ型の住宅の今後の導入を計画されている工務店等の方々を対象に、この基準に適合する住宅の適切な断熱施工方法、省エネ基準の解説及び支援制度等を紹介するものです。是非この機会に、受講される事をお奨め致します。

全国47都道府県にて開催
東京、大阪、名古屋は各2回
(全50会場)

対 象

中小規模の工務店の方
住宅事業者
設計事務所の方

主 催 一般社団法人 日本サステナブル建築協会

対 象 中小規模の工務店、住宅事業者、設計事務所の方

日程・会場・定員

2月24日(木) J A・A Z Mホール(別館) 宮崎市霧島 定員 50

プログラム(予定) ※時間割については、変更する場合がございます。

- 13:00～13:10 講習の目的
- 13:10～15:30 省エネ木造住宅の建て方(省エネ基準に適合する断熱材)
- 15:40～16:10 省エネ基準の性能規定と住宅関連制度の紹介
- 16:10～16:30 質疑・応答

参 加 費 無料 ※但し、講習を欠席された方へのテキスト送付は致しません。

なお、一人でも多くの方に受講していただきたいので、欠席される場合は、必ず開催日前にご連絡ください。

お申し込み方法 WEBによる受講申込み

<http://www.jsbc.or.jp/> ※当法人ホームページから本講習名をクリック
受講申込フォームからお申し込み下さい。お申込後、受講票(返信メール)が自動送信で届きます。
受講票はプリントアウトしていただき、講習当日は必ずご持参願います。

FAXによる受講申込み

上記ホームページよりFAX用申込書をダウンロード。

必要事項をご記入の上、FAX送信してください。

(注1) 会場ごとに先着順で受付、原則として開催日の7日前(土・日・祝含む)で締め切ります。

但し締切日前でも、定員になり次第締め切りますので、ご注意下さい。

(注2) 各会場の「会議室等のご案内」は、返信メールに記載してありますので、ご確認ください。

(注3) 1社で多数お申し込み頂いた場合は、人数を調整させて頂くことがあります。

申込・問い合わせ先

「省エネ住宅・建て方講習」受付センター(平日9:30～17:30)

TEL 042-620-5175 FAX 042-628-9026

※本講習の受付業務は、サンパートナーズ㈱八王子情報センターに業務委託しております。(12/1付 上記受付センター開設)

※参加をご希望の方は、お早めにお申込されますよう、申し添え致します。

主 催 一般社団法人 日本サステナブル建築協会【略称:JSBC】

東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館

※本講習の内容に関するお問い合わせはこちら → TEL:03-3222-6391(住宅担当)

本申込みにより当法人が取得する個人情報の利用目的は次の通りです。

・本講習会に係る案内及び連絡、その他当法人が開催する講習会・セミナーの案内。

なお、個人情報保護法第24条第1項に定める事項については、当法人のホームページ(<http://www.jsbc.or.jp>)をご覧ください。当法人までお問い合わせ下さい。(TEL:03-3222-6391)

図書のご案内

1. 建築基準法令集



図書のご案内



国土交通省住宅局
社団法人日本建築学会編

好評発売中

昭和25年初版発行の、建築基準法公布以来最も長い歴史をもち権威ある法令集。

建築基準法、同施行令、同施行規則の最新改正に対応、全文収録。

建築士法など、関連法令・省令等をさらに充実、最新改正を反映。

実務に不可欠の様式を集めて「様式編」として便利な冊に再編集。

建築基準法関係告示、その他関連主要告示を「挙掲載・圧削的な掲載数」。

建築実務者が本当に必要とする内容を盛り込んだ座右の書。

A5判／●3冊セット入り●3分冊（法令編・様式編・告示編）●分売可

・三冊セット・図入り	定価 7,560 円（本体7,200円＋税）
・分売 法令編	定価 2,940 円（本体2,800円＋税）
様式編	定価 1,260 円（本体1,200円＋税）
告示編	定価 3,360 円（本体3,200円＋税）

*様式編は、法令編の様式を抽出してまとめたものです。

【収録の内容について】
法令等＝平成22年10月30日までの「建築基準法」「建築士法」等の最新改正等に完全対応。
告＝平成22年10月30日までの関係告示285件（昭和39年以降のすべて）についても最新改正等に完全対応。

※申し込み用紙は裏面にあります。

建築基準法令集

平成23年版

試験会場持ち込み可



技報堂出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-2-5

<http://gihodobooks.jp> TEL:03-5217-0885 FAX:03-5217-0886

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請下請問わず無記名で補償。
- 元請下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

ココロをつなぐ

建設共済

法定外労災補償制度

安心支える、
大きな力。



財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>